

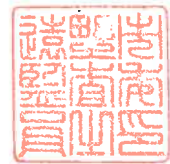


遠野市監査委員告示第4号

令和5年4月28日

令和4年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、令和5年4月27日付け遠財第43号で通知がありましたので、地方自治法第199条第15項の規定により、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田博子  
遠野市監査委員 奥友康悦





遠野市監査委員 様

遠野市長 多 田 一 彦



令和4年度定期監査（後期）の指摘事項に対する措置方針について（報告）  
標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 消防団出場管理費（消防団員の報酬）【遠野消防署】

【指摘事項】

遠野市消防団に関する条例第5条団員資格及び第6条欠格条項の規定による、消防団員の資格を有しない者を団員とし、報酬の支払いが認められた。

【改善方針】

転居等により、遠野市消防団に関する条例第6条欠格条項の規定に該当する事が発生する場合は、休団扱いとし事前に休団届を提出させ、その期間は年額報酬の支給を停止することとする。

また、団員に向けて休団届の提出について周知徹底を行い再発防止に努める。

【対応状況】

現在把握できている団員については、機能別分団市役所班の2名であり、支給額は以下のとおり。

①A団員 令和2年4月1日から令和4年12月31日在籍分（2年と3／4期分） 22,000円

②B団員 令和4年4月1日から令和4年12月31日在籍分（3／4期分） 6,000円

令和4年度分の年額報酬は歳出戻入、他の年度については、返還金としてどちらも令和5年4月末までに納付するよう依頼している。

また、各分団本部幹部に欠格条項に該当する者がいないか調査を依頼中である。該当者がいる場合は、上記と同様な措置を行う。

(2) 現金等の保管状況（通帳）【畜産園芸課】

【指摘事項】

資金前渡通帳に財務会計規則に定める特定の経費以外の入出金が認められた。資金前途は普通地方公共団体の現金支出の方法として規定されており、目的に沿った適正な通帳管理をされたい。

**【改善方針】**

資金前渡による会計処理にあたり、今後は地方自治法施行令及び遠野市財務規則の規定を改めて確認し、適正な処理と資金前渡通帳の管理に努める。

**【対応状況】**

資金前渡通帳については、指摘のあった入出金以降は、通帳残高は0円となっておりその他の取引は特になし。財務規則に規定された経費科目について確認を行った。

(3) 現金等の保管状況（通帳）【消防総務課】

**【指摘事項】**

予防技術検定料の支払いにおいて、資金前渡職員を指定し資金前渡通帳に前渡金を受けているが、前途されている資金の額を超えた支払いが認められた。

資金前渡による支払いは、その前途の目的、限度内においてのみすることが可能であることから、適正な事務処理を徹底されたい。

**【改善方針】**

入金事務を進める際に、受検料、振込手数料の確認を徹底し再発防止に努める。

**【対応状況】**

不足分の手数料は入金し、令和4年9月27日に手続きを完了している。

(4) 物品の管理及び出納【生涯学習スポーツ課】

**【指摘事項】**

生涯学習スポーツ課のドーム型キャンプ用テント12張の備品購入において、総額50万円を超えていることから重要物品として財産に関する調書への登録がなされていたが、テントは1張47,040円、単体で使用するものであることから、重要物品に該当しない物品と認められる。重要物品の定義を確認し、適切に処理されたい。

**【改善方針】**

重要物品の定義を再確認し、備品登録の際適切な登録を行う。

**【対応状況】**

指摘後、備品に関する登録を修正し、重要物品から除く手続きを行った。



担当	総務企画部財政課 菊池 (内線 810-224)
----	-----------------------------